

### 3 都市計画区域

#### 3-1 都市計画区域

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲のことで、この区域は北海道が指定し、土地利用の規制や都市計画事業等が実施されます。また、都市計画区域は市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要があり、音更町は帯広市、芽室町及び幕別町の1市3町で帯広圏都市計画区域を構成しています。

| 都市計画決定      |                 | 面積 (ha)<br>(全体面積)      | 備                                       | 考 |
|-------------|-----------------|------------------------|---|---|
| 告示年月日       | 告示番号            |                        |   |   |
| 昭和19年 4月26日 | 内務省告示<br>第 199号 | 3,395.0<br>(10,347.6)  | 帯広都市計画区域の変更で、音更村と川西村の一部 5,276.5haを追加決定。 |   |
| 昭和40年 7月10日 | 建設省告示<br>第1768号 | 13,089.0<br>(20,041.6) | 帯広都市計画区域の変更で、本町の一部 9,694haを追加決定。        |   |
| 昭和45年 9月14日 | 北海道告示<br>第2294号 | 6,280.0<br>(32,900.0)  | 帯広圏都市計画区域の決定における本町分。                    |   |
| 令和2年10月30日  | 北海道告示<br>第 671号 | 6,290.0<br>(33,115.0)  | 帯広圏都市計画区域の決定における本町分。                    |   |

#### 3-2 区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しています。市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進していく区域であり、市街化調整区域は、基本的に市街化を抑制する区域です。

| 都市計画決定                    |                 | 市街化区域<br>(ha) | 市街化<br>調整区域<br>(ha) | 備  | 考<br>※表中の字名は都市計画の変更当時のものである。 |
|---------------------------|-----------------|---------------|---------------------|--|------------------------------|
| 告示年月日                     | 告示番号            |               |                     |  |                              |
| 昭和45年12月28日               | 北海道告示<br>第3111号 | 481           | 5,799               | ・都市計画法の改正による当初決定   |                              |
| 昭和52年10月15日<br>(第1回定時見直し) | 北海道告示<br>第3119号 | 495           | 5,785               | ・市街化区域への編入 (約 14ha) ~ 柏寿台地区 (約5ha) 及び木野地区 (約9ha)<br>柏寿台、木野大通東10丁目、東11丁目、木野大通西10丁目及び西11丁目の各一部   |                              |
| 昭和58年 4月28日<br>(第2回定時見直し) | 北海道告示<br>第 863号 | 670           | 5,610               | ・市街化区域への編入 (約 175ha) ~ 雄飛が丘地区 (約48.5ha)、東栄地区 (約0.6ha)、緑陽台地区 (約48.5ha)、<br>柳町北地区 (約3.4ha)、宝来地区 (約60.9ha) 及び共栄地区 (約12.1ha)<br>柏寿台、字音更、雄飛が丘、東通11丁目、柳町北区、緑陽台北区、緑陽台仲区、緑陽台南区、木野大通東14丁目、宝来本通1丁目から5丁目まで及び宝来南1条1丁目から5丁目までの各一部   |                              |
| 平成 2年 9月17日<br>(第3回定時見直し) | 北海道告示<br>第1304号 | 748           | 5,532               | ・市街化区域への編入 (約 84ha) ~ むつみ地区 (約24.2ha)、緑陽台南地区 (約12.3ha)、北蘭地区 (約2.0ha)、<br>新泉地区 (約0.4ha)、北開進地区 (約24.9ha)、共栄東地区 (約12.4ha)、<br>共栄西地区 (約3.9ha) 及び開進東地区 (約3.8ha)<br>木野大通西14丁目の全部、大通13丁目、柳町北区、柳町南区、緑陽台南区、北鈴蘭北5丁目、共栄台東13丁目、共栄台西13丁目、木野大通西15丁目、木野大通東19丁目、新通19丁目、新通20丁目、東通19丁目、東通20丁目、字下音更北5線及び北6線の各一部、木野西通12丁目から15丁目までの各一部並びに木野大通東14丁目から17丁目までの各一部<br>・市街化調整区域への編入 (約 6ha) ~ 大橋地区<br>木野大通東1丁目、木野大通西1丁目及び木野東通1丁目の各一部 |                              |

| 都市計画決定                    |                 | 市街化区域<br>(ha) | 市街化<br>調整区域<br>(ha) | 備<br>考<br>※表中の字名は都市計画の変更当時のものである。   |
|---------------------------|-----------------|---------------|---------------------|---|
| 告示年月日                     | 告示番号            |               |                     |   |
| 平成 4年10月16日               | 北海道告示<br>第1628号 | 756           | 5,524               | ・市街化区域への編入(約 8ha)～開道西地区<br>木野大通西16丁目から西17丁目まで及び木野西通16丁目から17丁目までの各一部   |
| 平成 5年 3月26日               | 北海道告示<br>第 442号 | 759           | 5,521               | ・市街化区域への編入(約 3ha)～開道西地区<br>木野大通西16丁目及び西17丁目並びに木野大通東16丁目及び東17丁目の各一部  |
| 平成 6年 3月29日               | 北海道告示<br>第 470号 | 778           | 5,502               | ・市街化区域への編入(約 19ha)～開道西地区(約3.0ha)及び共栄台地区(約15.7ha)<br>木野大通西15丁目、木野西通15丁目、共栄台西12丁目及び西13丁目並びに共栄台東13丁目の各一部   |
| 平成 9年 3月28日<br>(第4回定時見直し) | 北海道告示<br>第 460号 | 855           | 5,425               | ・市街化区域への編入(約 77ha)～北蘭地区(約17.9ha)、北明地区(約4.0ha)、緑陽台北地区(約0.9ha)及び<br>高速道 I C物流団地地区(約54.0ha)<br>北鈴蘭南1丁目、北2丁目、北3丁目及び北4丁目の全部並びに北鈴蘭北5丁目、共栄台西12丁目及び西13丁目、新通<br>北2丁目、緑陽台北区並びに字音更西2線及び西3線の各一部<br>・市街化区域への編入保留(約 76ha)～南宝来地区(約47.5ha)及びすすらん台地区(約27.7ha)<br>宝来南1条2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに南鈴蘭南4丁目、南5丁目、南6丁目及び北6丁目の全部並びに宝来<br>南1条1丁目及び6丁目、宝来南2条1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、南鈴蘭南3丁目並びに字下音<br>更北4線及び北5線の各一部 |
| 平成10年 3月31日               | 北海道告示<br>第 461号 | 903           | 5,377               | ・市街化区域への編入(約 48ha)～南宝来地区<br>宝来南1条3丁目、4丁目及び5丁目の全部並びに宝来南1条1丁目、2丁目及び6丁目、南2条1丁目から6丁目の各一部  |
| 平成12年 3月31日               | 北海道告示<br>第 569号 | 931           | 5,349               | ・市街化区域への編入(約 28ha)～すすらん台地区<br>南鈴蘭南4丁目、南5丁目、南6丁目及び北6丁目の全部並びに南鈴蘭南3丁目、字下音更北4線及び北5線の各一部   |
| 平成15年 3月28日               | 北海道告示<br>第 499号 | 957           | 5,323               | ・市街化区域への編入(約 26ha)～共栄地区<br>緑陽台南区、木野西通13丁目、木野西通14丁目及び木野西通15丁目の各一部  |
| 平成17年 3月29日               | 北海道告示<br>第 244号 | 963           | 5,317               | ・市街化区域への編入(約 6ha)～宝来本通地区<br>宝来本通1丁目及び2丁目並びに宝来北1条2丁目の各一部   |
| 平成18年 3月31日               | 北海道告示<br>第 311号 | 1,018         | 5,262               | ・市街化区域への編入(約 55ha)～開道地区(約15.5ha)、開道西地区(約5.3ha)及び十勝川温泉地区(34.6ha)<br>木野大通東17丁目並びに木野大通西17丁目並びに木野西通16丁目及び17丁目並びに柳町仲区並びに十勝川温泉北<br>13丁目、14丁目、15丁目及び16丁目並びに十勝川温泉南11丁目、12丁目、13丁目、14丁目、15丁目及び16丁目の<br>各一部  |
| 平成20年 3月28日               | 北海道告示<br>第 217号 | 1,027         | 5,253               | ・市街化区域への編入(約 9ha)～音更東通地区<br>東通10丁目の全部並びに東通11丁目及び新通11丁目の各一部  |
| 平成22年 4月 6日               | 北海道告示<br>第 302号 | 1,034         | 5,246               | ・市街化区域への編入(約 7ha)～北開道地区<br>新通18丁目の一部  |
| 平成23年 3月29日<br>(第6回定時見直し) | 北海道告示<br>第 216号 | 1,083         | 5,197               | ・市街化区域への編入(約 49ha)～北明台地区(約9.0ha)及び希望が丘地区(約39.5ha)<br>北明台、新通北2丁目、字音更基線、字音更東1線、希望が丘及び緑が丘の各一部  |
| 令和2年10月30日<br>(第7回定時見直し)  | 北海道告示<br>第 671号 | 1,083         | 5,207               | ・測量精度の向上による修正   |

\* 第5回定時見直し・・・平成16年4月6日北海道告示第391号であるが、市街化区域の編入はなし。